

赤監第10号
令和2年8月19日

赤磐市長 友 實 武 則 様

赤磐市監査委員 本 莊 司
赤磐市監査委員 松 田 熊



令和元年度赤磐市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度赤磐市健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

令 和 元 年 度

赤磐市健全化判断比率及び資金不足比率

審 査 意 見 書

赤 磐 市 監 査 委 員

目 次

| | |
|-----------------------|---|
| 健全化判断比率 | 1 |
| 第1 審査の対象 | 1 |
| 第2 審査の期日 | 1 |
| 第3 審査の方法 | 1 |
| 第4 審査の結果 | 1 |
| (1) 実質赤字比率 | 1 |
| (2) 連結実質赤字比率 | 1 |
| (3) 実質公債費比率 | 2 |
| (4) 将来負担比率 | 2 |
| 第5 むすび | 2 |
| 資金不足比率 | 3 |
| 第1 審査の対象 | 3 |
| 第2 審査の期日 | 3 |
| 第3 審査の方法 | 3 |
| 第4 審査の結果 | 3 |
| (1) 下水道事業特別会計資金不足比率 | 3 |
| (2) 宅地等開発事業特別会計資金不足比率 | 3 |
| (3) 水道事業会計資金不足比率 | 3 |
| 第5 むすび | 4 |

(注) 各表中の比率は、原則として表示の下1桁下位で四捨五入した。

このため計数が一致しない場合がある。

令和元年度健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく、次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

令和元年度 実質赤字比率
令和元年度 連結実質赤字比率
令和元年度 実質公債費比率
令和元年度 将来負担比率

第2 審査の期日

令和2年 7月31日

第3 審査の方法

審査にあたっては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを確認するとともに、これらの計数について関係諸帳簿及び関係資料を照合審査し、あわせて関係職員から説明を聴取して実施した。

第4 審査の結果

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等を対象とした実質赤字額（歳出に対する歳入の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

本市では、一般会計、竜天オートキャンプ場特別会計が対象となり、実質収支額の合計が 957,110千円の黒字となるため、実質赤字額はない。

(単位：%)

| 年 度 | 比 率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|--------|-----|---------|--------|
| 令和元年度 | — | 13.04 | 20.00 |
| 平成30年度 | — | 13.01 | 20.00 |

※1 実質赤字額がないため「—」を記載している。

※2 早期健全化基準は、市町村の標準財政規模により算定されるもので、令和元年度は13.04%である。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、市のすべての会計を対象とした実質赤字額（公営企業会計においては資金不足額）の標準財政規模に対する比率である。

対象となる会計の実質収支額（公営企業会計においては資金不足額・剩余額）の合計が4,490,263千円の黒字となるため、連結実質赤字額はない。

(単位：%)

| 年 度 | 比 率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|--------|-----|---------|--------|
| 令和元年度 | — | 18.04 | 30.00 |
| 平成30年度 | — | 18.01 | 30.00 |

※1 連結実質赤字額がないため「—」を記載している。

※2 早期健全化基準は、市町村の標準財政規模により算定されるもので、実質赤字比率の基準に5%加算することとされており、令和元年度は18.04%である。

※3 財産区特別会計は、財産区に係る収支を特別会計を設置して処理しているが、財産区は異なる法人格を持つ地方公共団体であるので、連結の対象外である。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。この比率は、当該年度を含む過去3か年の平均値で示される。

準元利償還金には、特別会計・公営企業会計において一般会計からの繰入金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの、一部事務組合等への補助金・負担金のうち当該組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められるものを含むため、対象となる会計は、市のすべての会計のほか、一部事務組合、広域連合となる。

令和元年度の実質公債費比率（単年度）は7.0%となり、3か年の平均値は7.3%である。

(単位：%)

| 年 度 | 比 率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|--------|-----|---------|--------|
| 令和元年度 | 7.3 | 25.0 | 35.0 |
| 平成30年度 | 7.8 | 25.0 | 35.0 |

(参考) 実質公債費比率（単年度）の推移

(単位：%)

| 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 7.0 | 7.3 | 7.7 | 8.6 |

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

将来負担すべき実質的な負債には、一般会計等の地方債現在高のほか、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額、一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額、地方公共団体が設立した一定の法人の負債額のうち設立団体としての負担見込額、連結実質赤字額などを含むため、対象となる会計は、市のすべての会計のほか、一部事務組合、広域連合、第三セクターとなる。

令和元年度の将来負担比率は38.8%で、前年度に対し、1.3ポイント悪化している。

これは、主に臨時財政対策債発行可能額等の減少による標準財政規模の減少、基準財政需要額参入見込額等の減少による充当可能財源が減少したことによるものである。

(単位：%)

| 年 度 | 比 率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|--------|------|---------|--------|
| 令和元年度 | 38.8 | 350.0 | — |
| 平成30年度 | 37.5 | 350.0 | — |

※ 当比率は、将来予測に基づき算定される部分があるため、財政再生基準はない。

第5 むすび

(1) 総合意見

審査に付された上記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

比率は、いずれも早期健全化基準を下回っているが、今後も事務事業の見直しなど、行財政改革を継続され、効果的・効率的な行政運営を図るとともに、長期的な視点で、持続力、対応力のある財政基盤の強化に向け、更なる努力を要望する。

(2) 比率算定について是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく、次の公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

令和元年度 赤磐市下水道事業特別会計

令和元年度 赤磐市宅地等開発事業特別会計

令和元年度 赤磐市水道事業会計

第2 審査の期日

令和2年 7月31日

第3 審査の方法

審査にあたっては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを確認するとともに、これらの計数について関係諸帳簿及び関係資料を照合審査し、あわせて関係職員から説明を聴取して実施した。

第4 審査の結果

資金不足比率は、公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率で、各会計の状況は次のとおりである。

(1) 下水道事業特別会計資金不足比率

資金不足額はなく、資金剩余额は429,808千円となっている。

(単位：%)

| 年 度 | 比 率 | 経営健全化基準 |
|--------|-----|---------|
| 令和元年度 | — | 20.0 |
| 平成30年度 | — | 20.0 |

※ 資金不足額がないため「—」を記載している。

(2) 宅地等開発事業特別会計資金不足比率

資金不足額はなく、資金剩余额は105,535千円となっている。

(単位：%)

| 年 度 | 比 率 | 経営健全化基準 |
|--------|-----|---------|
| 令和元年度 | — | 20.0 |
| 平成30年度 | — | 20.0 |

※ 資金不足額がないため「—」を記載している。

(3) 水道事業会計資金不足比率

資金不足額はなく、資金剩余额は2,637,910千円となっている。

(単位：%)

| 年 度 | 比 率 | 経営健全化基準 |
|--------|-----|---------|
| 令和元年度 | — | 20.0 |
| 平成30年度 | — | 20.0 |

※ 資金不足額がないため「—」を記載している。

第5 むすび

(1) 総合意見

審査に付された上記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

各会計ともに経営健全化基準を下回っているが、今後とも各事業の経営の健全性を維持しながら、コスト意識を持ち、事業の見直しなどに積極的に取り組み、より効率的な事業の実施に努められたい。

(2) 比率算定について是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

